

令和5年度第3回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和5年6月26日（月曜日） 17時から17時42分
- 2 場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、海津ゆりえ、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、二宮咲子、丹羽由佳理、速水洋、廣江正明、吉田聡
- 4 傍聴人 1人（一般傍聴人の定員10人）

5 議 題

(1) 対象事業の審査

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価実施計画書について

(2) その他

6 審議概要

(1) 対象事業の審査

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価実施計画書について

(一ノ瀬会長)

それでは、「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価実施計画書」の審議を行いたいと思います。

まず、事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。なお、実施計画書について、住民意見が県に送付されているとのことですので、併せて御報告いただければと思います。その後、事業者の方に、前回審査会の検討事項などについて、補足資料を用いて説明をしていただきたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料1-1「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」、資料1-2「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価実施計画書についての意見の概要等」について説明。

(一ノ瀬会長)

ただいま説明のありました内容について、何かございますか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

次に、前回までの委員の質問について、事業者から説明をしていただきます。それでは、会場内に事業者を案内してください。

～事業者入室～

(一ノ瀬会長)

説明に入る前に、事務局から本日御出席の事業者の方を御紹介願います。

(事務局)

事業者を紹介。

(一ノ瀬会長)

事業者の方には、お忙しいところ当審査会にお越しいただき、ありがとうございます。さっそくですが、前回の委員からの質問について、[資料1-3]にて事業者から説明をお願いします。

(事業者)

資料1-3「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価実施計画書 補足資料」により説明。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございました。それでは、質疑に入る前に、事務局に欠席の委員から御意見、御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

委員から質問等はお預かりしておりません。

(一ノ瀬会長)

それでは、ただいま事務局や事業者の方から説明があった内容について、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、お願いします。

小林委員、お願いします。

(小林副会長)

詳細な御説明、ありがとうございました。これまでの御説明の中で、これまでどおりやるから大丈夫というような御説明だったのですけれども、今回、既存の事業所の詳細について教えていただきまして、よく理解ができました。同様に、適切に管理されるというようなことと理解をしております。ただ、コメントなのですが、今回、新たに設備更新をされるということですので、是非これまでどおりというか、より良い設備となるようにしていただきたいと思っております。例えば、本学でも排水浄化センターを数年前に更新したのですけれども、それだけでかなり装置が見直されまして、スペースも半分くらいになったりとか、処理効率もだいぶ良くなったというふうにも聞いております。今回、せっかく更新されるということですので、省エネですとか、他の環境負荷ですとか、処理効率もですが、是非より良い施設にしていきたいと思っております。あと、事故についても同様ですね、やはり、設備更新時初期に事故が起こりやすかったりもしますし、事故が起こった後では遅いので、せっかく今回設備を新たに造られるわけですので、フェールセーフとか考えていただいて、より安全な装置ということで、環境リスクとか、事故が起こらないように配慮を是非しっかりしていただいて、良いものを造っていただけたらと思います。以上です。コメントとなります。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そうしましたら、事業者の方、いかがでしょうか。

(事業者)

御意見、御指導ありがとうございます。設備はまさに新しくなりますので、良いものをどんどん取

り入れて、環境負荷低減に努めてまいります。ありがとうございます。

(小林副会長)

よろしくをお願いします。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そうしましたら、ほかにいかがでしょうか。

(一ノ瀬会長)

資料1-3で御説明いただいた2点については、よろしいですか。

そうしましたら、今日御説明いただいた補足資料に限らず、本事業についてほかに御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小根山委員をお願いします。

(小根山委員)

資料1-2で、御説明いただいた実施計画書に対して提出された意見が、安全（交通）の話でした。

ここに記載の内容について、今後の扱いと、御見解というかこの意見についてどういうふうに捉えられているかという点について、お聞かせいただければと思います。

(一ノ瀬会長)

こちらについて、最初に事務局が答えた方がよいですか。事業者の方からですか。

(事務局)

事務局から先にお話しさせていただきます。まず、実施計画書に対する御意見については、知事も事業者も回答する義務は、条例上ありません。ただ、先ほど説明したとおりに、条例の規定に基づいて、いただいた御意見については、写しを事業者及び関係市である伊勢原市、秦野市、平塚市に送付しておりますので、事業者と関係市は御意見の内容については承知しております。

いただいた御意見の趣旨ですが、総合車両所の整備と都市計画道路2線の全面開通により、2か所ある踏切が1か所になると、低速の農業用車両が通行することにより、渋滞を起こす可能性があることから、都市計画道路とは別に計画敷地の栗原川・鈴川側に南北を結ぶ道路を整備する必要があると考えるという、道路整備の要望であると受け止めております。アセスに関係するというのではなくて、道路整備の要望であると、趣旨として受け止めております。よろしいでしょうか。

(小根山委員)

この文面の最後のパラグラフは、多分そういった道路整備が必要だといった話で、今回のアセスでは対象外になる話かと思っております。そこまでの部分、要はそもそも、現地の状況は私もあまりよく分かっていませんが、今いただいている資料の地図であったり、あるいはストリートビュー等で見る範囲内でしか状況はつかめないのですが、道路を造るべきというところは置いておいて、その前の南北を横断する車両の安全対策と交通調査という、結局、今回の開発で今南北を通過している道路がなくなるという影響の指摘ではあるので、実際それがどういった影響が出るのかは全く現地の状況が分からないので読めない、実際現地の状況を見たら影響が出るのか分からない感じではあるのですが、その辺りの見解を伺えたらという趣旨でした。でも、道路整備というところでは今回アセスの対象とは関係ないのかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

評価項目の安全（交通）の分野においては技術指針の別表1で定義していますが、「実施区域にお

ける自動車交通の発生集中により変化する地域の交通安全」という記載になっており、基本的に「実施区域における」とあるので、工事中であれば工事用車両の増加、施設供用後であれば集客施設ができることによる車両交通の増加、または施設の従業員の通勤のための車両通行の増加など施設設置による直接的な車両交通の増加というもので、いわゆる事業者の施設で何らかの対応なり何らかの調査または予測ができるものを対象にしていると考えております。今回踏切が無くなってしまうこと自体は、開発の結果で、それによる影響はともかく、その対応となるとどうしても道路整備となってしまうので、道路整備をしなければそのままの状態ですべて使っていただくしかないという状況ということもあり、事業者の施設の方で何らかの対応をする、または何らかの調査、調査はできるかもしれませんが、予測してそれを何らか環境負荷というか環境への対応、環境配慮という形で事業者が何か対応するというのは難しい分野と考えておりますので、先ほどの回答とさせていただきます。

(会長)

いかがでしょうか。

(小根山委員)

趣旨は分かりましたが、これで影響が出るかどうかはさておき、どういう対応が事業者としてできるかできないかとか必要かどうかはさておき、少なくともこの事業で行った結果として、もしここに記載してあることが重大なのであれば、影響が出る話ではないかと思いました。

ただ、ここに記載してあることがそんなに影響があるのかということころは、私も疑問に思っており、特にそこに関してどうこうすべきというつもりはないが、影響が仮にもし出るとすれば、この事業の影響ということになるのではないかと。

(事務局)

開発に対して何か影響が出るという意味では、委員が仰ったとおり、開発をすることによって影響が出るということはそのとおりでございます。ですので、県民の御意見に関して、今回は事業者の回答の義務はありませんので、今回はしませんが、仮にこういった御意見が次の手続の予測評価書案等でもし出てきた場合には、予測評価書案の方では事業者は意見・見解書を提出することとなっておりますので、それに照らし合わせますと、基本的に実施計画書の段階での御意見ということは、次の事業者の調査とか、そういったものを踏まえるに当たって参考にさせていただきたいという趣旨も入っておりますし、市町村長に送付しているのは、開発の地元ということで、住民の御意見を参考にさせていただきたいということでしておりますので、一般論として先ほど私が述べたのは制度的に評価項目で直接的にそれを見るのは難しい部分があるという話はしましたけれども、影響そのもの等について、事業者の方でこの御意見に対して次の予測評価書案の作成に当たっては当然に参考にさせていただくということになりますので、事業者の方で検討していただくという形になると思います。検討というのは回答というわけではなく、この意見に対してどう対応するかについて、何らかの見解を予測評価書案の時には出していただけるものと考えております。以上です。

(小根山委員)

分かりました。ありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

丹羽委員お願いします。

(丹羽委員)

私は、現地にも行けていませんので、少し的外れの質問だったら大変申し訳ないのですが、今、お話になっていた資料1-2の意見についてですが、農業用車両は実際にはどれぐらい走行しているものなのでしょうか。私も実は同じようにストリートビューで確認をしていたのですが、どれぐらいの量が通行しているか教えていただけませんかでしょうか。

(一ノ瀬会長)

いかがでしょうか。事務局の方か、事業者の方か。

(事業者)

今、実際に農業用車両の具体的な台数については、把握できておりません。我々の中では交通量の実態調査という形で数年に1度、各踏切の交通車両の台数の調査はさせていただいております。ただ、その中のトラクターといった種別がないもので、軽車両何台といった算出の仕方になっておりますので、例えば自転車ですとか、そういったものとの細かい車両別ごとまで出ていないということになっています。普通自動車、軽車両、それぞれが何台といったところになりますので、具体的な台数は算出できておりませんが、先ほどの質問とも関係してまいります。まずは我々、既存の踏切の現在の使用状況といったところをまずはしっかりと調査していきたいと思っております。それから、その大きな目線で、こういった目的でその踏切を使っている方々が多いのか、どういう移動経路をとられているのか、そういったことも含めて、まずは現状を把握した上で、機能を十分に補償できるように、今の既存の機能をなるべく新しく付け替える道路で、しっかり確保できるような計画を検討していきたいと考えております。以上になります。

(丹羽委員)

ありがとうございます。本当にそのとおりで、種別まで明確にとらえるところまでは必要ないかもしれないのですけれども、通行量そのものがどれぐらいなのかと、こういった方々を通るのか、少し気になりました。伊勢原市の子どもスポーツ広場が斜向かいにあって、エントランスはこちら側ではないので、ぐるりと回って後ろから入るのだらうと思うので、そういう車両通行ではなさそうな感じもするのですが、どれぐらい通行しているのかを把握しておいた方が、理解が進むのかと思えました。ありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ほかの部分についても結構ですので、ごさいませんか。よろしいですか。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、本案件については、概ね審議が尽くされたようですので、次回はこれまでの審議を踏まえた上で、答申案の審議を行いたいと思います。事業者の皆様におかれましては、本日の審査会が御出席いただく最後の審査会となります。これまで当審査会に御協力いただきありがとうございました。当審査会での審議を踏まえ、予測評価書案に係る対応等については、遺漏なく実施していただきますようよろしくお願いいたします。

事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退室ください。

～事業者退室～

(2) その他

(一ノ瀬会長)

本日の議題は以上ですが、ほかに何かありますか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会します。

以上